

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約締約国の個人または集団が条約に定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接通報する権限を認め、国連が通報に基づく調査・審査を行い、通報のあった当事者・政府に「意見」「勧告」を送付するという内容です。同条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2018年8月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。日本はいまだに批准していません。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることができ、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。女性差別撤廃委員会は日本に対し、同条約選択議定書の批准を再三勧告しています。

第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。政府はこの計画にのっとり、すみやかに選択議定書を批准すべきです。

以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕 女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること

氏 名	住 所

日本婦人団体連合会 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303

取り扱い団体()